
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **ローン・コミットメントに対する減損に関する定めの適用**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）において審議を行った「IFRS 第 9 号『金融商品』における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理」におけるステップ 3 で検討する論点のうち、ローン・コミットメントの取扱いについて ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、減損の要求事項が適用されるローン・コミットメントについて、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している（以下「SICR」という。）場合には金融商品の全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識し、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には 12 か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識するアプローチ（以下「一般的なアプローチ」という。）により損失評価引当金を認識することとされている（IFRS 第 9 号第 5.5.1 項、第 5.5.3 項及び第 5.5.5 項）。
3. 第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）において審議した、「IFRS 第 9 号『金融商品』における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理」において、日本基準では明示的な定めはないが、IFRS 第 9 号では減損の一般的なアプローチが適用される金融商品（例えば、取消不能のローン・コミットメント契約及びクレジットカード）についてステップ 3 で検討することとしている。そのため、次項以降では、これらの定めを確認の上、ASBJ 事務局の分析及び提案を示している。

なお、ステップ 3 は「ステップ 2 を適用する金融機関の貸付金以外への適用の検討」としており、クレジットカードに関しては、必ずしもステップ 2 を適用する金融機関だけが取り扱っている訳ではないが、ステップ 2 を適用する金融機関が発行しているケースもあり得るため、本専門委員会で論点として取り上げている。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 第9号における定め

(適用範囲)

4. IFRS 第9号はローン・コミットメントを直接定義していないが、結論の根拠では、「事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定」と説明されている(IFRS 第9号 BC2.2項)。
5. IFRS 第9号では、以下の純損益を通じて公正価値で測定されるものを除くローン・コミットメントについては、減損の要求事項を適用しなければならないと定めている(IFRS 第9号第2.1項(g))。¹
 - 企業が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定したローン・コミットメント(IFRS 第9号第2.3項(a))
 - 現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメント(IFRS 第9号第2.3項(b))
6. 国際会計基準審議会(IASB)は、与信を行う現在の契約上の義務があるローン・コミットメントに減損の要求事項を適用する理由として、次の3点を挙げている(IFRS 第9号 BC5.125項及び BC5.126項)。
 - (1) ローン・コミットメント及び金融保証契約(オフバランスのエクスポージャー)に係る予想信用損失は、貸付金及び他のオンバランスのエクスポージャーに係る予想信用損失と同様である。唯一の相違は、後者の場合には、借手はすでに融資を引き出しているが、前者の場合には引き出していないということである。
 - (2) 実務上、ローン・コミットメント及び金融保証契約は、貸付金及び他のオンバランスのエクスポージャーと同じ信用リスク管理アプローチ及び情報システムを用いて管理されていることが多い。
 - (3) 種類に関係なく、すべての信用エクスポージャーについての単一の減損モデルは、これまでIFRSにおけるさまざまな減損モデルによって生じてきた複雑性

¹ 市場金利を下回る金利によるローン・コミットメント(IFRS 第9号第2.3項(c))の減損を含む会計処理は、前回第491回企業会計基準委員会(2022年11月21日開催)の審議事項(3)-3「金融保証契約の発行者側の取扱い」で示した内容と同様であるため、本資料では記載していない。

を取り除く。

(予想信用損失の認識及び測定)

7. 本資料第4項から第6項で示したローン・コミットメントに減損の要求事項を適用する場合の予想信用損失の認識及び測定について、IFRS第9号では次項以降に記載のとおり定められている。

SICRの判定

8. ローン・コミットメントの未使用枠に対し SICR を判定する際には、当該ローン・コミットメントから引出しが行われた貸付金についてデフォルト（債務不履行）が発生するリスクの変動を考慮するとされている（IFRS第9号第B5.5.8項）。
また、判定を行う上での始点となる当初認識日に関しては、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日とみなさなければならないと定められている（IFRS第9号第5.5.6項及びB5.5.47項）。

予想信用損失の測定

9. 予想信用損失の測定に関し、未使用のローン・コミットメントにおける信用損失は、ローン・コミットメントの保有者が貸付を受けた場合に企業が受け取るべき契約上のキャッシュ・フローから、貸付を実行した場合に企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローを差し引いた差額の現在価値とされている（IFRS第9号B5.5.30項）。
10. また、割引率に関しては、ローン・コミットメントから生じる金融資産を認識する際に適用される実効金利又はその近似値を用いるが（IFRS第9号B5.5.47項）、実効金利が算定できない場合には、貨幣の時間価値及び当該キャッシュ・フローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映する割引率を適用して割り引かななければならないと定められている（IFRS第9号B5.5.48項）。²

見積期間

11. IFRS第9号では、本資料第7項から第10項に示した予想信用損失を認識及び測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、契約期間を最長期間とすることが要求されている（IFRS第9号第5.5.19

² 実効金利について、ステップ2において今後引き続き検討することとしているため、割引率に関しては本資料の分析の対象外としている。

項)³。この点、ローン・コミットメントについても同様に、最長期間は、企業が信用を供与する現在の契約上の義務を有している最長の契約期間と定められている（IFRS 第9号B5.5.38項）。

12. 一方、前項の例外として、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含んでおり、企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力が、信用損失に対しての企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない金融商品についてのみ、契約期間に限らず、企業が信用リスクに晒される期間を見積期間とすることが要求されている（IFRS 第9号第5.5.20項）。
13. 本資料第11項の例外として契約期間を超える期間を用いることにつき、IFRS 第9号は、例えば、クレジットカードや当座貸越枠などのリボルビング信用枠は、契約上は、融資者がわずか1日前の通知で撤回することができるが、実務上、融資者は信用の供与をもっと長い期間にわたり継続しており、借手の信用リスクが増大した後にはじめて枠を撤回する場合があります、これは予想信用損失の一部又は全部を防止するには遅すぎる可能性があるためとしている（IFRS 第9号B5.5.39項）。
14. これらの金融商品について、IFRS 第9号は、金融商品の性質、金融商品が管理されている方法、及び信用リスクの著しい増大に関する利用可能な情報の結果として、一般的に以下の特性を有しているとしている（IFRS 第9号B5.5.39項）。
 - (a) 当該金融商品には固定された期間又は返済の仕組みがなく、通常、契約上の解約期間が短い（例えば、1日）。
 - (b) 契約を解約する契約上の能力が、当該金融商品の通常の日常的な管理においては執行されず、契約が解約される可能性があるのは、企業が当該信用枠のレベルでの信用リスクの増大に気付いた時だけである。
 - (c) 当該金融商品が集合的なベースで管理されている。
15. 前項の金融商品について見積期間を決定する際には、以下に関する過去の情報及び経験などの要因が考慮される（IFRS 第9号B5.5.40項）。
 - (a) 類似した金融商品の信用リスクに晒された期間
 - (b) 類似した金融商品の関連する債務不履行が信用リスクの著しい増大の後に発

³ 第481回企業会計基準委員会（2022年6月15日開催）審議事項(2)-2及び第182回金融商品専門委員会（2022年6月13日開催）資料(2)「信用リスクを見積る期間」を参照

生じた期間の長さ

- (c) 信用リスクが増大したならば企業が実行すると見込んでいる未使用限度額の引下げ又は撤廃などの信用リスク管理行動

日本基準における定め

(適用範囲)

16. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)では、貸倒引当金の設定対象は債権とされ、ローン・コミットメントについては明確には定められていない(金融商品会計基準第14項)。一方で、銀行等金融機関においては、旧金融検査マニュアル⁴において、信用リスクの管理上、ローン・コミットメントなどのオフバランス項目についても原則として自己査定を行い、債権と同様の方法により分類した上で、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上することを要求していることから、実務上、引当金を設定する実務も存在すると考えられる。

IV. ASBJ事務局の分析

ローン・コミットメントに対する減損の要求事項の適用

17. 企業が取消不能のローン・コミットメント契約を締結し、与信を行う現在の契約上の義務を負っている場合には、借手の要求に応じて貸付を行うことが回避できないことから、引出前の未使用枠についても、貸付金と同様の信用リスクに晒されていると考えられる。そのため、ローン・コミットメントに関して、与信に係る経済的リターン及びリスクを財務諸表により忠実に表現するために、減損モデルの適用対象とすることには一定の合理性があると考えられる。
18. ローン・コミットメントは現行の会計基準上は貸倒引当金の対象とされていないが、貸手の信用リスク管理上は与信として扱われることから、金融商品会計基準の対象とされ(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第19項及び第229項)、また本資料第16項に記載しており、銀行等金融機関では自己査定の対象とされている。加えて、自己資本比率

⁴ 金融検査マニュアルの自己査定(別表1)1.債権の分類方法及び償却・引当(別表2)2.(2)その他の偶発損失引当金を参照。

規制においても、信用リスク・エクスポージャーの対象とされ、銀行等金融機関では、引出済の貸付金と合わせて信用リスク管理されていることから、我が国の銀行等金融機関における信用リスク管理の考え方とも整合するものと考えられる。

19. 前項及び本資料第 17 項を踏まえると、我が国においても、ローン・コミットメントに対して、減損の要求事項を適用することが考えられる。

実務の困難さに関する分析

20. 本資料第 7 項から第 15 項で示した IFRS 第 9 号におけるローン・コミットメントの定めを取り入れた場合、以下のデータや見積りに係る実務負担が生じることが考えられる。

(1) SICR の判定に関して、コミットメント開始時と期末日におけるデフォルト・リスクを比較して行うことから、コミットメント開始時（当初認識時）及び期末における PD 等のデフォルト・リスクに関する基礎データが必要となる（本資料第 8 項参照）。

(2) 予想信用損失の測定に関して、ステップ 2 の貸付金と同様のモデルやデータを用いることを前提とした場合、未使用枠のうち引出が行われ貸付金となる金額（引出率や与信相当掛目）の見積りが追加的に必要となる（本資料第 9 項参照）。

(3) 上記(1)及び(2)に関連し、見積期間（全期間）として、ローン・コミットメントが IFRS 第 9 号第 5.5.20 項の見積期間の例外規定に該当する場合には企業が信用リスクに晒される期間の見積りが必要となる（本資料第 11 項から第 15 項参照）。

21. 次項以降では、前項(1)から(3)に係る実務負担に関する ASBJ 事務局による分析を示している。なお、(3)については(1)と合わせて分析している。

(SICR の判定)

22. 本資料第 20 項(1)の SICR の判定における信用リスクに関しては、同一の債務者について既に保持している引出済の貸付金に関する PD 等のデフォルト・リスクに関するデータを利用可能と考えられる。そのため、当該データの整備に関し、追加的な実務負担は通常、大きくないと想定される。

SICR の判定の始点（コミットメントの当初認識時）

23. ローン・コミットメントに関し SICR を判定する上での始点は、当該信用枠の発行

日である。この点、通常、固定された期間があるコミットメントライン契約等については、当該日は契約上明確であると考えられる。

24. 一方、固定された期間がなく、予想信用損失の見積期間が契約期間に限定されておらず IFRS 第 9 号第 5.5.20 項に該当する信用枠がある場合には、当初の発行日を把握する上で負担が生じる可能性がある。この点に関して、金融商品の減損に関する移行リソースグループ会議（以下「ITG 会議」という。）ではクレジットカードを例に、次のように言及されている。
- 新規カードの発行や信用限度の見直し、信用審査の実施は、個々の事実及び状況（それが単なる業務プロセスか入念なものか等）によって、既存の信用枠の継続か又は既存の信用枠の認識の中止（大幅な条件変更を含む）及び新たな信用枠の当初認識に該当し得る。
25. 実務上は、前項の ITG 会議の議論も踏まえ、信用枠の種類及び契約条件並びに企業の信用リスク管理実務を考慮して SICR の始点を把握することになるが、以下のようにより、必ずしも実務負担が大きくなるケースもあると考えられる。
- クレジットカードについて、信用枠の発行日と期末のデフォルト・リスクの定量的な比較ではなく、延滞情報に基づき信用リスク管理及び SICR 判定が行われるような状況では、顧客ごとの SICR の判定の始点の特定が必ずしも必要ではないケースも考えられる。
 - 契約期間（例えば 1 年）の定めがある当座貸越契約等について、更新時の与信審査の内容により、当該契約期間ごとに既存の契約の認識の中止を通じて契約が入れ替わり、当初認識日が更新されると判断されるため、直近の契約更新日の特定のみで足りるケースも考えられる。

見積期間

26. 本資料第 20 項(3)に関し、通常のコミットメントライン契約のように、固定された期間及び返済の仕組みがある場合には、契約期間が見積期間の基礎となる点で貸付金と同様であるため、ローン・コミットメントに関し追加的な実務負担は生じないと考えられる。
27. 一方、IFRS 第 9 号第 5.5.20 項の例外に該当する一定の信用枠については、企業が信用リスクに晒されると予想される期間を見積る必要があるが、これに関して、IASB による 2017 年 5 月のウェブキャストでは、次の考え方が示されている。
- 信用枠の撤回や削減を伴う信用リスク管理行動を伴う定期的な信用審査が行

われる場合、予想期間は、信用枠全体のうち、次回審査時に撤回すると予想される部分（例えば、100 の信用枠の一定割合）については当該期間までとなるが、他の部分については、その後、顧客によるデフォルト又は信用枠の使用中止、あるいは企業の信用審査に基づく枠の撤回が生じる時点や割合を考慮して見積る。

28. この点、前項の IASB の考え方も踏まえ予想期間の見積が必要となる場合であっても、以下のように、必ずしも実務上困難な対応を要さない状況もあると考えられる。
- クレジットカードについて、延滞した未使用枠は直ちに全て撤廃する信用リスク管理行動を実施している場合、その結果として、延滞した未使用枠自体が存在しないことになる。この場合、ステージ2に分類される未使用枠がないため、詳細な予想期間の見積りが必要とならないケースもあると考えられる。
 - 契約期間（例えば1年）の定めのある当座貸越等の信用枠について、認識の中止により予想期間が当該契約期間となるケースも考え得る。

(予想信用損失の測定)

29. 本資料第 20 項(2)の予想信用損失の測定に関し、未使用枠に係る予想信用損失は、引出が行われた場合の当該貸付金がデフォルトした場合の損失とされていることから（本資料第 8 項参照）、ステップ 2 の貸付金と同様のモデルやデータを用いることを前提とした場合、SICR の判定に用いる PD 等のデータと同様に、LGD や損失率といった基礎データも、貸付金のデータと共通であり、実務上、追加的な実務負担は生じないと考えられる。
30. 一方、ローン・コミットメントについては、引出が行われ貸付金となる金額（例えば、EAD）を見積るための引出率や与信相当掛目のデータが追加的に必要となり得るが、自己資本比率規制上のデータを基礎とすることや（本資料第 18 項参照）、過去の信用枠の引出実績のデータに基づき見積りが可能な状況も考えられることから、当該データの整備に要する負担は必ずしも実務上困難とまでは言えない可能性がある。

V. ASBJ 事務局の提案

31. 本資料第 17 項から第 30 項までの分析を踏まえると、ステップ 3 では、本資料第 4 項から第 15 項に示した IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、国際的な比較可能性を確保することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 31 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上